

## 会津若松市戊辰150周年記念宣言記念碑設置業務企画提案審査基準

### 1 審査の考え方

提案書の審査にあたっては、要求水準書や募集要項等の関係書類を基に、本業務に対する企画提案等について、提案書を審査する。

具体的には、デザイン、コストの各項目について、審査するものである。

### 2 審査項目及び配点

審査は、50点を満点とし、審査項目別に次のように配点する。

審査項目		配点
記念碑のデザイン	記念宣言の内容にふさわしいデザインとなっているか。	20
	設置場所周辺と調和したデザインとなっているか。	10
	材料が要求水準書に沿ったものとなっており、本業務の趣旨にふさわしい材質となっているか。	10
見積価格	・仕様書に沿った価格提示になっているか。 ・見積もりは適正であるか。	10
合 計		50

### 3 評価点数

評価の際には、各審査項目の審査基準を参考とし、審査項目ごとに5段階で評価を行う。評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

5段階評価については次のとおりとする。

評価	配点が20点の場合	配点が10点の場合
大変優れている	20	10
優れている	15	8
普通	10	5
劣る	5	3
大変劣る	1	1

#### 4 受託候補者の特定について

審査員の採点により、以下の条件に従い順次選定する。

ただし、全審査員の平均得点が30点に満たない場合は要求水準を満たしていないとして、受託候補者として特定しない。

- ① 過半数を超える審査員から最高順位を得た者
- ② ①により決しない場合、全審査員の合計得点が最高得点の者
- ③ 最高点の者が複数いる場合は、審査項目の「記念宣言の内容にふさわしいデザインとなっているか。」の評価点の合計が最も高い者
- ④ ③が複数いる場合は、提案金額の最も安価な者

#### 5 注意事項

- (1) 正副会長会議構成員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、万が一、接触があった場合には事務局に連絡するものとする。